旭川市随意契約の公表について

地方自治法施行令第１６７条の２第１項第３号の規定に基づく随意契約を行ったので、旭川市契約事務取扱規則第１６条の３第３項の規定により公表します。

令和８年１１月１３日

旭川市長　今　津　寛　介

１　契約の名称及び概要

(1) 契約の名称　令和８年度サイクル&バスライド駐輪施設設置業務

(2) 契約の概要

ア　業務内容

サイクル&バスライド駐輪施設設置業務　一式

イ　履行期間

契約締結日から令和８年１２月１８日まで

ウ　発注部局及び問合せ先

旭川市７条通１０丁目　旭川市第二庁舎３階

旭川市都市振興部交通政策課

電話　０１６６－２５－９８５１

２　契約を締結した年月日

令和８年４月２１日

３　契約の相手方の氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、名称、主たる事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名）

旭川市春光町３６３９番４

公益社団法人旭川市シルバー人材センター　理事長　中島　哲夫

４　契約金額

７３４，０５４円（うち消費税及び地方消費税相当額６６，７３２円）

５　契約の相手方とした理由

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和４６年法律第６８号）第３７条に規定するシルバー人材センター及びこれらに準ずる者として市長の認定を受けた者である公益社団法人旭川市シルバー人材センター及び旭川市中高齢者福祉事業団から見積書を徴取したところ、旭川市中高齢者福祉事業団は辞退し、公益社団法人旭川市シルバー人材センターから提出された見積金額が予定価格内であったため。